

令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

| 区 分   | 件 名  | 概 要   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
|---|--|---|-----|-----|--------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|--|---|------|--|
| <p>◎予算<br/>(1件)</p> <p>◎条例案<br/>(9件)<br/>農林水産部</p> <p>総務部</p> | <p><b>【1】</b> 令和2年度三重県一般会計補正予算(第4号)<br/>(「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』に基づく取組を速やかに実行するために必要な経費について、所要の措置を講ずる補正予算 約81億円)</p> <p><b>【2】</b><br/>三重県主要農作物種子<br/>条例案</p> <p><b>【3】</b><br/>職員の特殊勤務手当に<br/>関する条例の一部を改正<br/>する条例案</p> | <table border="1" data-bbox="724 353 1497 622"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 18件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>21 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与するため、主要農作物の種子の生産等について必要な事項を定めるものである。<br/>(令和2年9月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的</li> <li>(2) 県、指定種子団体等の責務</li> <li>(3) 指定種子団体の指定</li> <li>(4) 採種計画の策定</li> <li>(5) 原種及び原原種の生産</li> <li>(6) 種子生産は場の指定及び審査</li> <li>(7) 品種の開発及び在来種の活用</li> </ol> <p>職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときの試験防疫業務手当の特例に関する規定を整備するものである。<br/>(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときは、日額4千円を超えない範囲内で試験防疫業務手当を支給する。</li> </ul> | 予 算 | 1 件 | 議案 18件 | 条 例 案 | 9 件 | その他議案 | 8 件 | 認 定 | 1 件 | 報 告 | 21 件 | 提 出 | 1 件 |  | 計 | 40 件 |  |
| 予 算   | 1 件  | 議案 18件  |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
| 条 例 案   | 9 件  |   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
| その他議案   | 8 件  |   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
| 認 定   | 1 件  |   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
| 報 告   | 21 件   |   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
| 提 出   | 1 件  |   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |
| 計   | 40 件   |   |     |     |        |       |     |       |     |     |     |     |      |     |     |  |   |      |  |

| 区 分     | 件 名   | 概 要   |
|---------|---|---|
| 農林水産部   | <p>【4】<br/>三重県家畜保健衛生所<br/>手数料条例の一部を改<br/>正する条例案</p>                   | <p>家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。<br/>(家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日及び令和3年4月1日から施行)<br/>(主な改正内容)<br/>・ 「結核病」の名称を「結核」に、「ブルセラ病」の名称を「ブルセラ症」に改める。</p>   |
| 総務部     | <p>【5】<br/>三重県県税条例の一部<br/>を改正する条例案</p>                                | <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、自動車税、個人県民税、不動産取得税等についての規定を整備するものである。<br/>(公布の日(一部令和3年1月1日)から施行)<br/>(改正内容)<br/>(1) 自動車税<br/>自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで6月延長する。<br/>(2) 個人県民税<br/>所得税において、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除の特例措置が講じられることに伴い、同様の措置を講じる。<br/>(3) 不動産取得税<br/>耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件を弾力化する。<br/>(4) その他規定を整理する。</p> |
|         | <p>【6】<br/>三重県地方活力向上地<br/>域における県税の特例措<br/>置に関する条例の一部を<br/>改正する条例案</p> | <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。<br/>(公布の日から施行)<br/>(改正内容)<br/>・ 地方活力向上地域内において施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、令和4年3月31日まで2年延長する。</p>   |
| 子ども・福祉部 | <p>【7】<br/>みえこどもの城条例の一<br/>部を改正する条例案</p>                              | <p>受益者負担の適正化を図るため、みえこどもの城の施設等の利用に係る料金の規定を整備するものである。<br/>(令和3年4月1日から施行)<br/>(改正内容)<br/>・ クライミングウォールの利用料金を、一般400円、児童生徒等200円(現行一律200円)に改める。</p>  |

| 区 分                     | 件 名   | 概 要  |
|-------------------------|---|--|
| 環境生活部                   | <p><b>【8】</b><br/>三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案</p>                                      | <p>三重県環境学習情報センターの施設運営の効率化を図るため、開館時間及び休館日についての規定を整備するものである。<br/>(令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 開館時間を午前9時から午後4時まで(現行午前9時から午後5時30分まで)に改める。</p> <p>(2) 休館日に、月曜日及び土曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日当たる場合を除く。)を加える。</p>  |
| 病院事業庁                   | <p><b>【9】</b><br/>三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例案</p>                                      | <p>三重県交通安全研修センターの施設運営の効率化を図るため、休館日についての規定を整備するものである。<br/>(令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休館日に日曜日を加える。</li> </ul>   |
| ◎その他議案<br>(8件)<br>県土整備部 | <p><b>【10】</b><br/>三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【11】</b><br/>工事請負契約の変更に<br/>ついて</p> | <p>保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に鑑み、使用料についての規定を整備するとともに、三重県立こころの医療センターの診療科目に脳神経内科を加えるものである。<br/>(公布の日及び令和2年10月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 外来医療の機能分を推進する観点から、定額負担を徴収する責務がある医療機関が一般病床数200床以上の地域医療支援病院に拡大されたことに伴い、使用料を納付するものの区分に再診を加え、その金額を厚生労働大臣の定める金額を基準として病院事業の管理者が定める額とする。</p> <p>(2) その他規定を整理する。</p> <p>一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事</p> <p>○ 場所 津市香良洲町地家地内～雲出伊倉津町地内</p> <p>○ 契約金額 変更前 1,015,850,000円<br/>変更後 1,022,360,900円</p> <p>○ 契約方法 随意契約</p> <p>○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号<br/>JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店<br/>支店長 霜 知宏</p> <p>○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋)<br/><br/>L=179.4m</p> |

| 区 分          | 件 名                          | 概 要  |
|--------------|------------------------------|--|
| 県土整備部<br>つづき | <b>【12】</b><br>工事請負契約の変更について | 一般県道信楽上野線(新服部橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事<br>○ 場所 伊賀市平野清水地内～服部町地内<br>○ 契約金額 変更前 1,053,470,000円<br>変更後 1,057,802,900円<br>○ 契約方法 随意契約<br>○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号<br>JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店<br>支店長 霜 知宏<br>○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼7径間連続非合成少数主桁橋)<br>L=283.5m |
| 教育委員会        | <b>【13】</b><br>財産の取得について     | 三重県立学校におけるLAN構築用ネットワーク機器の購入<br>○ 金額 365,970,000 円  |
|              | <b>【14】</b><br>財産の取得について     | 三重県立学校における電子黒板機能付きプロジェクターの購入<br>○ 金額 284,801,000 円   |
|              | <b>【15】</b><br>財産の取得について     | 三重県立高等学校における学習用情報端末の購入<br>○ 金額 194,694,500 円   |
| 県土整備部        | <b>【16】</b><br>県道の路線廃止について   | 道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止するものとする。<br>・ 県道の廃止 二木島港線  |
| 環境生活部        | <b>【17】</b><br>調停の合意について     | 三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内において、油の回収及び処理等を求め、四日市簡易裁判所に申立てを行った民事調停について、四日市簡易裁判所調停委員会から提示された調停案に合意するものである。   |

| 区 分   | 件 名  | 概 要   |
|---|--|---|
| ◎報告<br>(21件)<br>教育委員会<br>医療保健部<br>農林水産部<br>警察本部 | <b>【18】</b><br>損害賠償の額の決定及び和解について   | 令和2年3月5日、県立尾鷲高等学校教職員住宅敷地内に設置されているゴミ集積箱の蓋が、強風により隣接する住宅の駐車場に駐車していた車両に飛散し、車両の右前方ドアに損傷を負わせた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。<br>損害賠償額 299,398円 |
|   | <b>【19】</b><br>専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償について)   | 令和元年7月12日四日市市伊坂町地内の伊勢湾岸自動車道において発生した医療保健部(健康づくり課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 73,920円   |
|   | <b>【20】</b><br>専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償について)   | 令和元年10月18日津市戸木町地内の国道165号において発生した尾鷲保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 371,900円  |
|   | <b>【21】</b><br>専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償について)   | 令和元年12月4日四日市市和無田町地内において発生した中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 136,403円  |
|   | <b>【22】</b><br>専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償について)   | 平成31年1月15日鈴鹿市下箕田四丁目地内の県道四日市楠鈴鹿線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 1,434,699円  |
| <b>【23】</b><br>専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償について)    | 令和元年10月19日津市本町地内の国道23号において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 199,916円 |   |

| 区 分         | 件 名  | 概 要   |
|-------------|--|---|
| 警察本部<br>つづき | <p>【24】<br/>専決処分の報告について<br/>(自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【25】<br/>専決処分の報告について<br/>(自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【26】<br/>専決処分の報告について<br/>(自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【27】<br/>専決処分の報告について<br/>(自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【28】<br/>専決処分の報告について<br/>(自動車事故による損害賠償について)</p> | <p>令和2年2月2日度会郡南伊勢町船越地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 5,060円</p> <p>令和2年2月5日伊勢市黒瀬町地内の国道23号において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 554,928円</p> <p>令和2年2月24日津市高茶屋小森町地内の駐車場において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 76,109円</p> <p>令和2年2月26日桑名市長島町大倉地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 58,793円</p> <p>令和2年3月4日津市久居明神町地内の県道久居河芸線において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 15,000円</p> |
| 県土整備部       | <p>【29】<br/>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p>   | <p>令和元年7月18日桑名市多度町猪飼地内の県道大泉多度線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 6,868円</p>   |

| 区 分                  | 件 名   | 概 要   |
|----------------------|---|---|
| <p>県土整備部<br/>つづき</p> | <p><b>【30】</b><br/>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> <p><b>【31】</b><br/>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> <p><b>【32】</b><br/>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> | <p>令和元年7月23日桑名市大字桑部地内の県道桑名大安線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 6,625円</p> <p>令和2年1月14日鳥羽市松尾町地内の県道鳥羽磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 60,000円</p> <p>令和2年2月20日松阪市小津町地内の国道166号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 278,000円</p>  |
| <p>教育委員会</p>         | <p><b>【33】</b><br/>専決処分の報告について<br/>(訴えの提起(和解を含む。))について)</p>   | <p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>   |
| <p>企業庁</p>           | <p><b>【34】</b><br/>議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>   | <p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p><b>【契約名称】</b> 内径1800耗制水弁取替工事(四期・長島)<br/> <b>【履行場所】</b> 桑名市長島町小島地内<br/> <b>【契約金額】</b> 762,575,000円<br/> <b>【契約方法】</b> 一般競争入札<br/> <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b><br/> 四日市市大字塩浜4101番地の5<br/> 新陽工業株式会社<br/> 代表取締役 新井 政智<br/> <b>【契約締結の年月日】</b> 令和2年3月18日<br/> <b>【契約期間】</b> 令和2年3月18日から<br/> 令和3年3月26日まで</p> |

| 区 分        | 件 名 | 概 要   |
|------------|-----|---|
| 企業庁<br>つづき |     | <p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 大里浄水場沈澱池等築造工事<br/> 【履行場所】 津市大里山室町地内<br/> 【契約金額】 変更前 1,439,640,000円<br/> 変更後 1,441,114,000円<br/> 【契約方法】 随意契約<br/> 【契約の相手方の住所及び氏名】<br/> 四日市市鶉の森一丁目4番3号<br/> メディカルセンタービル2F<br/> 鹿島・日本土建・三重農林特定建設工事共同<br/> 企業体<br/> 代表者<br/> 鹿島建設株式会社 三重営業所<br/> 所長 大橋 昇一<br/> 【変更契約締結の年月日】<br/> 令和2年3月11日<br/> 【契約期間】 平成30年11月7日から<br/> 令和3年1月14日まで</p> <p>【契約名称】 内径1200耗配水管シールド工事(四期・羽津)<br/> 【履行場所】 四日市市大字羽津地内～<br/> 四日市市大字羽津甲地内<br/> 【契約金額】 変更前 2,592,081,000円<br/> 変更後 2,618,533,800円<br/> 【契約方法】 随意契約<br/> 【契約の相手方の住所及び氏名】<br/> 津市北丸之内12番<br/> 安藤・間・高砂・矢野特定建設工事共同企業体<br/> 代表者<br/> 株式会社安藤・間 三重営業所<br/> 所長 横山 英樹<br/> 【変更契約締結の年月日】<br/> 令和2年3月12日<br/> 【契約期間】 平成28年11月22日から<br/> 令和2年8月24日まで</p> |

| 区 分        | 件 名   | 概 要   |
|------------|---|---|
| 企業庁<br>つづき |   | <p>【契約名称】 山村浄水場耐震化工事<br/> 【履行場所】 四日市市山村町地内<br/> 【契約金額】 変更前 3,342,921,840円<br/> 変更後 3,390,698,140円<br/> 【契約方法】 随意契約<br/> 【契約の相手方の住所及び氏名】<br/> 津市北丸之内12番<br/> 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体<br/> 代表者<br/> 株式会社安藤・間 三重営業所<br/> 所長 横山 英樹</p> <p>【変更契約締結の年月日】<br/> 令和2年3月13日</p> <p>【契約期間】 平成28年11月9日から<br/> 令和2年12月17日まで</p>  |
| 総務部        | <p>【35】<br/> 令和元年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>【36】<br/> 令和元年度三重県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> | <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p> <p>地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。</p> <p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○事故繰越し内容・理由<br/> ①三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備事業費（地域連携部）<br/> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う航空便の減便により、中国で製作していた発注物品の納品に不測の日数を要したため。<br/> ②介護基盤整備関係事業費（医療保健部）<br/> 新型コロナウイルス感染症の影響により、使用予定であった資材の発注ができなかったことにより、工事の施工に不測の日数を要したため。<br/> ③薬事審査指導費（医療保健部）<br/> 新型コロナウイルス感染症の影響により、購入先であるオーストラリアからの航空便の減便により、発注物品の入手に不測の日数を要したため。<br/> ④県営中山間地域総合整備事業費（農林水産部）<br/> 御浜西部地区平成30年度県営中山間地域総合整備事業において、令和2年1月の大雨により、掘削法面に亀裂が生じ、その対応に不測の日数を要したため。<br/> ⑤県草治山事業費（農林水産部）<br/> 平成30年度自然災害防止事業（松阪市山下町）において、令和元年台風第19号の豪雨により工所用仮設道路の路肩が崩落し、その対応に不測の日数を要したため。<br/> ⑥情報教育事業費（教育委員会）<br/> 新型コロナウイルス感染症拡大対策により、システム操作研修会が実施できず、年度内の完了が困難となったため。<br/> ⑦治山施設災害復旧事業費（農林水産部）<br/> 平成30年度林地荒廃防止施設災害復旧事業（松阪市飯高町）において、令和元年台風第10号及び第19号の豪雨により湧水が発生し、その対応に不測の日数を要したため。<br/> ⑧平成30年災害土木（建設）復旧費（県土整備部）<br/> 二級河川志原川平成30年河川災害復旧工事において、波浪等の影響により不測の日数を要したため。</p> |
|            |   |   |

| 区 分  | 件 名  | 概 要   |
|--|--|---|
| ◎提出<br>(1件)  | <b>【37】</b><br>令和元年度三重県流域<br>下水道事業特別会計繰<br>越明許費繰越計算書 | 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。  |
|  | <b>【38】</b><br>令和元年度三重県水道事<br>業会計予算繰越計算書             | 地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。  |
|  | <b>【39】</b><br>令和元年度三重県工業用<br>水道事業会計予算繰越計<br>算書      | 地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。  |
|  | <b>【40】</b><br>県の出資等に係る法人の<br>経営状況に関する説明書            | 地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規<br>定により、三重県土地開発公社など8法人の経営状況を説明する<br>書類を提出するものである。 |
| <参考><br>○法人名<br>三重県土地開発公社、(公財)三重県下水道公社、(公財)三重県動物管理事務所、<br>(公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、(公財)三重県農林水産支援センター、<br>(公財)三重県水産振興事業団、(公財)暴力追放三重県民センター |  |   |